

議案第 2 2 1 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、さいたま簡易裁判所令和〇年（〇）第〇〇号損害賠償請求（医療）調停申立事件に関し下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 損害賠償額 9 9, 4 0 0, 0 0 0 円

2 当事者 申立人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○  
○○ ○○  
成年後見人 ○○ ○○○  
○○  
○○○○  
○○ ○○○  
○○  
○○○  
○○ ○○  
○○  
○○ ○○○  
○○  
○○ ○○

相手方 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号  
さいたま市  
代表者 市長 清水 勇人

3 事件の概要 令和 3 年 1 0 月 1 1 日さいたま市立病院において、申立人○○○○が甲状腺の手術を受け、その後、窒息及び低酸素脳症となり重篤な後遺症を負ったのは、当該病院が適切な処置を採らなかったことが原因

であるとして、その損害の賠償を申立人らが求めたもの